

生駒市規則第 4 号

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 6 月 1 8 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 4 7 年 1 2 月生駒市規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 8 条を第 2 9 条とし、第 2 7 条の次に次の 1 条を加える。

（平成 3 1 年 4 月 1 日の前日までの間に支給すべき事由が生じた補償等の特例）

第 2 8 条 平成 3 1 年 4 月 1 日の前日までの間に支給すべき事由が生じた条例の規定による補償及び福祉事業（以下この項において「補償等」という。）のうち、平成 3 1 年 4 月 1 日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた補償等の額（条例の規定による年金たる補償並びに第 1 7 条の規定による年金たる傷病特別給付金、障害特別給付金及び遺族特別給付金（以下この項において「年金たる補償等」という。）にあつては、条例第 1 6 条において準用することとされる地方公務員災害補償法第 4 0 条第 3 項に規定する支払期月（同項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により支払うものとされる月。以下この項において「支払期月」という。）にそれぞれ支払われた額の合計額）は、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を控除して得た額（その額が 0 を下回る場合には、0 とする。）及び第 3 号に掲げる額を第 2 号に掲げる額に加えた額とする。

- (1) 平成31年4月1日以後に算定された補償基礎額を基礎として支払われる額（年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われる額の合計額）
- (2) 平成31年4月1日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた額（年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われた額の合計額）
- (3) 次のア又はイに掲げる補償等に関する区分に従い、当該ア又はイに定めるところにより算定される額

ア 年金たる補償等 第1号の支払期月にそれぞれ支払われる額から第2号の支払期月にそれぞれ支払われた額を控除して得た額（その額が0を下回る場合には、0とする。）に、当該年金たる補償等の支給の対象とされた月を基準として市長が定める率を乗じて得た額の合計額

イ 年金たる補償等以外の補償等 第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その額が0を下回る場合には、0とする。）に、同号に掲げる額が支給された日を基準として市長が定める率を乗じて得た額

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による支給の実施のために必要な事項は、市長が定める。

別表第1第7項中第12号を第16号とし、第11号を第15号とし、第10号を第14号とし、第9号を第10号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (11) オルトートルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん
- (12) 1・2—ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん
- (13) ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

別表第1第7項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号

とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん

附 則

この規則は、公布の日から施行する。